

裁判員裁判の運用に関する意見書

2009年2月20日
日本弁護士連合会

はじめに

裁判員制度は市民が裁判員として刑事裁判に参加し、無罪推定等の刑事裁判の原則を忠実に実現する制度である。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「法」という）の施行を本年5月に控え、これまで全国各地では「裁判員が見て聴いてわかる裁判」を目指して、多数の模擬裁判が行われてきた。

憲法は、適正手続をはじめとして被告人の防御権を保障している。ところで、全国各地で実施された模擬裁判は、殆どが3日間の予定で実施された。その結果、各地からの報告では、裁判員の負担軽減を重視するあまり被告人の防御権が軽視されるという危惧が指摘されている。したがって、実際に裁判員裁判が実施された際に、被告人の防御権が侵害される危険性があり、そうなれば由々しき事態が生じることは明らかである。憲法上保障された被告人の防御権は、いささかなりとも侵害されはならない。

各地で模擬裁判を実施した結果、裁判員裁判の運用上の問題は多岐に亘っている。当連合会は、さしあたり被告人の防御権との関係で問題となる点について、現段階で意見を提出するのが相当と考え、本意見書を取りまとめることにした。

なお、刑事手続については、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現等喫緊に解決すべき制度改革課題があり、当連合会としては、今後とも引き続き制度改革実現に向けて取組みを進めていくことを付言する。

記

第1 意見の趣旨

裁判員裁判の運用にあたっては、以下の各点が実現されるべきである。

1 公判前整理手続について

- (1) 公判前整理手続においては弁護人側が十分に準備できる期間が確保されること。
- (2) 公判前整理手続において、弁護人の方針に関わる事項について裁判所が介入し、争点や証拠の絞り込みを強行するような運用が行われてはならないこと。
- (3) 審理計画の策定にあたっては、余裕をもった審理計画を立てる必要があり、必要な審理と評議のための時間が犠牲にされてはならず、「拙速」裁判とならないようにすること。また、審理計画は予定にすぎないことを確認し、当初の審理計画に拘泥するあまり、公判審理における主張・立証が不当に制限されることのないようにすること。

（4）公判前整理手続における争点および証拠の整理にあたっては、必要な証拠開示がなされるべきこと。

2 評議について

裁判内容に健全な社会常識を反映するという制度趣旨をふまえ、評議において、疑問や問題点が広く検討され、十分に吟味できるようにするために、

（1）裁判員に対しては、無罪推定の原則等の刑事裁判の原則をはじめとする判断に必要な基本的概念や、量刑資料の位置づけについて、繰り返し、十分に説明されるべきこと。

（2）裁判員がそれぞれの意見を自由闊達に述べ、十分に議論ができるよう、評議の進行が工夫されるべきこと。

（3）裁判官が意見を述べるにあたっては、裁判員が従うべきルール等の説明とは明確に区別し、合議体の一構成員としての意見であることが明らかになるようにすること。

3 国選弁護人の複数選任について

国選弁護人は、原則として複数選任される運用とすること。

4 被告人の「手錠、腰縄」の問題について

勾留中の被告人の「手錠、腰縄」姿を裁判員が目にしないために、必要な措置が講じられること。

5 被告人と弁護人との意思疎通・接見について

公判廷内での被告人と弁護人の意思疎通を確保するため、被告人の着席位置やメモの授受等について適切な配慮がなされるとともに、裁判所構内での接見の機会が十分に確保されること。

6 保釈の運用改善について

公判前整理手続及び公判の準備にあたり、被告人と弁護人の意思疎通の機会を十分に確保するため、保釈の運用が改善されること。

7 広報について

裁判員制度の広報にあたっては、事件の内容に拘わらず「3日」など短期間で審理が終了すると受け取られないように説明をすること。

第2 意見の理由

1 公判前整理手続について

（1）公判前整理手続における準備期間確保について（意見の趣旨1（1））

裁判員裁判においては、できる限り連日的に開廷し、審理を集中的に行うことが要請されている。

しかし、連日開廷の実施によって被告人の防御権を損なうことがあってはならない。集中審理を被告人の防御権を損なわずに実施するためには、公判前整理手続が適正に運用され、公判審理の準備を十分に行えることが不可欠である。

弁護人は、起訴までの段階で公判審理をにらんだ証拠収集を終えている検察官と異なり、起訴後から証拠開示を受けて本格的な公判準備を開始しなければならない。そして、弁護人は、公判前整理手続の段階で、被告人と打ち

合わせを重ねながら、主張立証方針を検討することが必要となる。したがって、公判前整理手続の段階で、十分な準備期間が必要不可欠である。

(2) 公判前整理手続における争点・証拠の整理について（意見の趣旨1（2））

公判前整理手続の目的は、争点と証拠を整理して、審理計画を策定することにある。当事者主義のもとでは、どのような主張をし、どのように立証するかは、当事者が判断する事項である。ところが、各地の模擬裁判において、裁判所の主導により争点「整理」が行われたり、当事者の主張立証方針に疑問を呈し、個々の主張や立証を不要と断じて制限する例が見られた。しかし、このような当事者の主張立証方針に対する裁判所の介入は、当事者主義に反するものである。「迅速」審理のためとして裁判所の主導で「争点の絞り込み」「証拠の絞り込み」を強行するような運用が行われてはならない。さらに、裁判所が、間接事実の要否まで踏み込んだ詳細な事実主張の整理を行うことは、公判前に裁判官が一定の心証を形成することにつながるおそれが大きいといわざるを得ない。裁判所は、当事者の主張立証方針に基づき、証人尋問の日程や順序など審理計画を立てることに徹すべきであり、当事者の主張立証方針に関わる事項について裁判所が介入し、争点や証拠の絞り込みを強行するような運用が行われてはならない。

(3) 審理計画の策定について（意見の趣旨1（3））

裁判員裁判において、裁判員の負担に配慮するあまり、被告人の憲法上の権利が侵害されることは当然のことであり、これは、審理計画の策定においても妥当する。裁判員制度のもとでも、事案の真相解明が審理期間の短縮以上に重要な課題であることに変わりはない。裁判員にとっても、審理日数を短縮した結果、スケジュールが過密になれば十分な心証を法廷で形成することが困難となったり、評議の時間が不足するおそれも生じる。

充実した審理を行い無辜の不処罰という刑事裁判の使命を実現するためには、必要にして十分な審理と評議のための時間を確保する必要があり、「拙速」な裁判にしないことが重要である。「裁判員の負担軽減」が過度に強調される結果、争点の「絞り込み」や尋問時間の一一律的制限など、審理時間の短縮のみが重視されるようなことがあってはならない。また、審理計画はあくまで予定に過ぎないのであり、予定審理期間、予定審理時間も余裕をもったものにし、柔軟に対処すべきである。さらに、事案によっては、一日の審理時間を短めに設定したり、予備日を設けるなどの工夫も検討されるべきである。

さらに、裁判は生き物であり、公判審理の過程において、新たな主張・立証が必要となる場面もありうる。刑事訴訟法第316条の32は、公判前整理手続終了後の新たな立証を原則として認めないが、同条の「やむを得ない事由」の解釈にあたっては、柔軟に解釈すべきであり、捜査権限を有せず証拠収集能力が劣る被告人側の立場を十分に斟酌し、当初の審理計画に拘泥することなく、必要な立証を認めるべきである。

(4) 証拠開示について（意見の趣旨1（4））

証拠開示は、強大な国家組織としての捜査機関を擁し、また強制処分権を有する検察官に比し、証拠収集能力が圧倒的に劣る弁護人側にとって、反対

尋問の準備等の資料となり、弁護人側に有利な証拠発見の可能性を広げるなど防御準備に不可欠なものである。また、集中審理への対応にあたり、公判前整理手続で防御方針を確立するためにも、十分な証拠開示が行われることが重要な前提となる。したがって、証拠開示については、被告人の防御のために必要な証拠がすべて開示される運用がなされなければならない。

2 評議について

(1) 裁判員に対する説明について(意見の趣旨2(1))

無作為抽出で一回限り刑事裁判に参加する裁判員にとって、無罪推定原則や立証責任の所在、立証の程度等の刑事裁判の基本原則や、当該事件において理解が必要な法的概念や法律解釈は、初めて経験することである。法第39条第1項を受けた「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」(以下、「規則」という。)第34条は、裁判員の宣誓の段階で、裁判長が、証拠裁判主義、立証責任の所在及び程度について説明することとしている。しかし、初めて裁判員に選任され、緊張して宣誓に臨む市民が、本条による説明のみによってこれらを理解することは容易でない。このことは、模擬裁判の裁判員経験者の感想や、評議における裁判員の発言からも明らかである。

刑事裁判の基本原則の理解は、裁判体の判断の基盤であり、裁判員が参加する刑事裁判に対する信頼を左右するものである。そのため、裁判官は裁判員が確実にこれらを理解できるよう最終評議ではもちろんのこと、法廷をはじめあらゆる機会において、適宜、裁判員に対し繰り返し十分に説明すべきである。このような前提があつてはじめて、裁判員制度が我が国の刑事訴訟手続の信頼を向上させ(法第1条参照)、司法制度の基盤としての役割を十全に果たす(法附則第9条参照)ものといい得る。

評議の中で示される量刑資料については、当該資料が裁判員に与える影響を考慮すれば、その適正さが確保されることが不可欠であり、当事者にもそのシステムが公開され、データへのアクセスが保障されることが必要である。また、裁判員法施行後まもない時期には、これが裁判官による裁判における判決の集積にすぎないこと、何らの拘束力も持たないこと、量刑にあたって考慮すべき事情についても、量刑資料中の事情にとらわれず多角的な視野から検討すべきものであること、一方で、量刑判断にあたっては公平性が要請されること等、繰り返し適切かつ十分な説明がなされなければならない。

(2) 評議の進行について(意見の趣旨2(2))

裁判員制度の意義は、「裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させ」、事実認定と量刑判断に「健全な社会常識を反映させる」ことにある(司法制度改革審議会意見書103頁参照)。

裁判員裁判において、こうした市民の主体的・実質的関与が実質的に発揮されるのは、評議の場面である。市民の一人一人がそれぞれの意見を形成し、その意見を評議において表明できるようにするには、評議を主宰する裁判長

が、評議の進行において各裁判員が自由に発言出来るよう配慮しなければならない。

また、模擬裁判では、裁判官が裁判員の職務従事予定期間を設定したという関係から、当該予定期間にとらわれて評議・評決を急ぐ等の事態が生じた。裁判員裁判が開始された後も同様の事態が生じることが危惧される。各人が自分の意見を表明し、十分な評議を尽くすためには、評議に十分な時間を確保することが不可欠である。

（3）裁判官の意見と説明の区別について（意見の趣旨2（3））

裁判員は職業裁判官に対する遠慮がある。裁判官はこのことを常に意識し、自己の発言が裁判員に対し不当な影響を与えることのないよう、発言のタイミングや内容について、十分に配慮しなければならない。例えば、裁判官が評議の早期の時点で意見を述べることは控えるべきである

また、裁判官が個人の意見を「裁判におけるルールの説明」と明確に峻別しないまま発言し、あたかも一般的なルールとして受け取られるような発言の仕方は適切でなく、あくまでも裁判員と同様個人の意見として述べていることを明確化すべきである。

これまでの模擬裁判においては、裁判官が裁判員の意見を制止したり、自らの意見と異なる意見を持つ裁判員を説得したりする場面、明確な意見を述べていなかった裁判員について、意見の真意を確認しないまま有罪あるいは無罪の意見として取り扱うような場面もみられた。しかし、これでは自由な評議が保障されていないことは明らかである。

3 国選弁護人の複数選任について（意見の趣旨3）

裁判員裁判では連日の開廷に対処するため国選弁護人の複数選任の運用がなされるべきである。

弁護人は、捜査段階から始めて公判開始までの間に冒頭手続、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、弁論の全てについて、基本的に準備を完了しなければならない。さらに、弁護人は、公判の進捗に応じて対応していくことが求められる。例えば、検察官が証人に対し質問する場面では、検察官の質問や証人の答えを注意深く聞き、必要に応じてメモをとり、他方で被告人とも随時打ち合わせをし、反対尋問や再主尋問に備え、併せて、最終弁論の調整をにらみながら、引き続き行われる証人尋問や被告人質問の内容を逐次変更する、というような活動を、法廷で同時並行的に行わなければならない。このような弁護活動は、1人の弁護人では困難ことが多い。また、特に事件の内容が複雑困難である場合や、被告人が否認している場合等においては、1人で弁護することは困難を極める。さらに、地裁の支部官内で事件が発生した場合、被疑者段階は地裁支部の弁護士が担当するが、地裁本庁に起訴された場合には、本庁の弁護士と支部の弁護士との複数選任の必要性が極めて高い。裁判員裁判においては、被疑者段階を含めて、国選弁護人の複数選任が広く行われる運用が必要である。

4 被告人の「手錠、腰縄」問題について（意見の趣旨4）

裁判員及び裁判官は、あらゆる感覚から受け取る情報を基に心証を形成していくが、「手錠、腰縄」姿の被告人が法廷に現れることは、被告人が罪を犯した者であるとの印象を与える。視覚情報による心証形成の可能性を考慮すると、このような事態は無罪推定の原則にもとるといわざるを得ない。

被告人の「手錠、腰縄」の解錠時期については、裁判長の訴訟指揮権に委ねられるところであるが、法廷の警備態勢をはじめとする法廷秩序維持のための諸条件を整備するなど、裁判員入廷前の解錠を可能にするための必要な措置が講じられなければならない。

5 被告人と弁護人の意思疎通・接見について（意見の趣旨5）

裁判官と裁判員は、公判審理の進行とともに心証を形成していくのであるから、弁護人は、証拠調べや弁論において即時の対応が求められる。そのためには、法廷内における被告人と弁護人の意思疎通が円滑に行える環境が不可欠である。被告人の着席位置や被告人・弁護人間のメモのやりとり等については、適切な配慮がなされなければならない。

また、被告人が勾留されている場合には、弁護人との接見の機会が十分に確保されなければならない。拘置所での夜間・休日接見については、一定の前進が図られたが、拘置所が裁判所から離れた場所にある地域では、公判前後に十分な打ち合わせの時間を確保する必要性から、裁判所構内での接見が不可欠である。裁判所庁内における接見設備の充実をはじめ、事案により、一日の公判審理期間を短縮する等、接見時間を確保するための運用が必要である。

6 保釈の運用改善について（意見の趣旨6）

被告人の身体拘束が原則であってはならないことは、無罪推定の原則や国際人権（自由権）規約（第9条第3項）に照らして明らかである。しかし、現実は被疑者、被告人が否認をすれば罪証隠滅のおそれがあるとして、長期間身体拘束を認めるものとなっており、いわゆる「人質」司法の実態をもたらしている。そして、長期間の身体拘束が、被告人の公判における防御活動の妨げともなっている。

しかし、被告人が防御を尽くすためには、被告人と弁護人とが綿密な意思疎通を図って準備し、審理に臨む必要がある。そのためには、被告人が可能な限り身体拘束から解放された状態で訴訟の準備を行う必要性が高く、早期の保釈が強く求められる。特に、裁判員裁判では連日の開廷が行われることから、公判前整理手続の段階から身体拘束からの解放の必要性が高く、保釈の運用の見直しは不可避である。

なお、公判前整理手続によって争点、証拠の整理が早期に確定することは、事実上の効果として罪証隠滅の余地を相対的に減少させるのであり、この点は保釈の判断で考慮されなければならない。

7 広報について（意見の趣旨7）

裁判員裁判の審理期間については、最高裁判所による試算が行われ、最高裁判所による広報では、試算に基づく具体的な数字を公表する形で説明してきた。これまでの広報の結果、裁判員裁判の審理は原則3日程度で終了するといった認識が市民

の中に浸透してきている。

しかし、必要な審理と評議のための時間は事件毎に異なり、「3日」という数字が一人歩きすることは適切でない。特に、裁判官が、「裁判員の負担軽減」の要請を重視し、この具体的な数字を審理期間の目安と考え、これに収まるように審理計画を策定しようとすることとなれば、本末転倒といわざるを得ない。

裁判員裁判の審理期間の具体的なイメージが提供されることは必要であるが、広報においては、具体的な数字はあくまでも試算であること、実際には個々の事件により異なりうることが、十分に説明されるべきであり、短期間で審理・評議を終わらせることが、強いメッセージとして伝わることのないようにするべきである。

最後に

当連合会は、裁判員裁判において被告人の防御権が十分に保障されるよう、制度面・運用面双方において問題点の検討と改革改善の要求を、今後もたゆむことなく継続する。

当連合会はさしあたっての基本的事項について本意見書を取りまとめた。しかし、この他、被告人に外国語通訳が必要である場合や、裁判員や被告人に視聴覚等の障がいがある場合の対応等、検討すべき点が残されている。これらについては、今後、逐次意見書を提出することを予定している。

裁判員制度は新しい制度である。制度実施後に新たな問題点が顕在化することもありうる。

当連合会は、今後とも、裁判員制度の成功のために、制度及び運用の改革・改善を追求していく所存である。

以上